

処 分 基 準

令和7年4月1日作成

法 令 名：探偵業の業務の適正化に関する法律

根 拠 条 項：第15条第2項

処 分 の 概 要：営業の廃止命令

原権者（委任先）：静岡県公安委員会

法 令 の 定 め：

探偵業の業務の適正化に関する法律第3条（欠格事由）

処 分 基 準：

法第3条各号のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいる場合（法第4条第1項に規定する届出をしないで探偵業を営んでいる者にあつては、その営業が探偵業に当たることについての認識が全くなく、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。）は、営業の廃止命令を行うものとする。

問 い 合 わ せ 先： 静岡県警察本部生活保安課許認可係

備 考：